

2014 年度

国際学研究科修士論文

日本における外国人研修・技能実習制度をめぐる課題
—ベトナム人技能実習生を対象に—

**Japan's Technical Intern Training Program and Its
Issues**

— A Case Study of Vietnamese Trainees —

宇都宮大学大学院国際学研究科

国際社会研究専攻

学生番号 134108B

氏 名 NONG THI BICH

要約

最近、ベトナムでは高校を出た後、大学や専門学校等に行きたくない、それとも経済的に困難で学校に行けない若者が海外に出稼ぎを希望する人が多い。また、専門学校や短期大学、大学を卒業された人でも就職がなかなか決まらない、決まっても給料が安いので途中で仕事を辞め、日本語を勉強し始め、ベトナムにある労働力派遣機関を通じて日本に出稼ぎ希望という人が非常に増えている。なぜかと言うと日本という国のイメージが経済発展している国であり、日本で働くと、高収入が得られるとベトナム人の労働者が思っている。

日本に行くのに日本語を勉強し、それから派遣機関に払うべき費用など家族や親戚からお金を借り、家族や親戚お金がない場合は家の所有権で担保し、銀行から利息14%ぐらいで借金する。そういう人たちが技能実習生として日本に来ている。彼らの中で日本に来て、自習しながら金を稼ぎ、謝金などを引いてお金が残っている人もいれば、まだ技能技術を習得することができない、借金も残ったままで帰国した人もいる。それ以外にも、日本に来て、研修期間中に失踪等をし、犯罪にまで巻き込まれている人もいる。なぜそんなことが起こっているのか、ベトナムの派遣機関や労働者、日本側の受け入れ機関、企業などそれから日本の技能実習制度自体にも問題があるのではないのか。そのようなことを本論文で明らかにし、提案をしていきたい。

現在、私は、栃木県内の外国人技能実習生の受け入れ、仲介をする協同組合で通訳の仕事を行う業務に係わっているので、多くのベトナム人技能実習生と身近に接してきて、彼らの話を聞く機会があった。また中には日本で罪を起した元技能実習生もいて、通訳として弁護士と日本語の分からないベトナム人被告人の話を橋渡し役として聞く機会もあった。

本研究では、こうした私の現場経験を活かして、日本の技能実習生制度及び多くのベトナム人が置かれている状況を調査、ベトナム人技能実習生の特徴を明らかにし、ベトナムの送り出し機関と日本側の受け入れ機関、企業がどのように連携し支援政策を実行することが必要なのかを検討した。

第1章では日本における外国人研修・技能実習制度について述べた。

外国人研修・技能実習制度とは、開発途上国等の青壮年労働者を一定期間受け入れ、日本で開発され、培われた産業上の技能・技術・知識を修得してもらい、母国の経済・産業振興を担う「人づくり」を目的としたものである。この制度はこのような目的の下に成り立ち、日本の国際協力・国際貢献において重要な役割を担っている。しかし、現状では、研修・技能実習制度の本来の目的を十分に理解せずに、派遣された労働者を単に低賃金労働者として、不適正な取扱いをする受け入れ団体・受け入れ企業がみられるようになってきた。このような状況から2009年7月15日に「入管法」の改正が行われた。これまでの

研修・技能実習制度を廃止して、新たな技能実習制度を創設し、新制度は2010年7月から実施された。古い制度から新制度へ切り替えたが、新制度にも多くの問題が残っている。

第2章ではベトナムの労働力輸出の現状と技能実習制度を利用するベトナム人技能実習生の状況について述べた。

長い戦乱を経て、統一されたベトナムは経済的には混乱状態にあり、労働力輸出は貴重な外貨獲得の手段でもあった。ベトナムと社会主義諸国の間で労働力輸出に関する協定が1980年に結ばれた。しかし、社会主義が崩壊した後、東欧諸国における社会、政治の変化によって、1990年から労働者提供に関する契約が無効となり、80%の派遣労働者が労働契約終了前に帰国した。ただし、派遣労働者の中には、社会主義崩壊後もベトナムに帰国しないでそのまま残り、仕事をし続けたり、あるいは新しい仕事を始めた労働者も多かった。いて

1991年以降、労働力輸出は企業が労働者から手数料をとって、人材派遣を行うという仕組みに変わった。それ以後、ベトナムは毎年数千人の労働者を海外に派遣し、1990年の終わりには約40の国および地域に労働者を派遣しており、対象国は拡大している。ベトナムは最近の10数年、台湾、マレーシア、韓国、日本、中東等の近隣諸国を中心に労働者を派遣し、特に日本は最近の数年人気のある国になっている。

技能実習制度を利用するベトナム人技能実習生には低学歴の者や、金銭面の目的で日本に来る技能実習生が多い。

第3章では、ベトナム人研修生・技能実習生に関する調査について述べた。来日前のベトナム人研修生と現在日本で研修している技能実習生、失踪している技能実習生についてオリジナルの聞き取り調査に基づき、研修生は来日の手続き、来日後の働く状況と外国人研修生・技能実習生制度についての意見を研修生の立場から分析した。それ以外にも、技能実習生と係った人々の視点から見た技能実習生と技能実習制度はどんな観点なのかを述べた。ここで見てきたのは、外国人制度全体的な考え方が変わらないと技能実習制度だけかわることはない。そして、技能実習生制度は批判があるとしても、なくしてはならない。